

< 両立支援等助成金 >

職業生活と家庭生活を両立するための制度の導入、支援を実施した場合

※中小企業事業主が対象

内 容	助 成 額
【第1種】 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に育休開始した場合	1人目 20万円 2人目 雇用環境整備措置を3つ以上実施 10万円 3人目 雇用環境整備措置を4つ以上実施 10万円
【第2種】 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金) 上記の第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を1事業年度等に30%以上上昇させた場合	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した： 60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した： 40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した： 20万円 ※1事業主1回限り
育児休業等支援コース 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰した場合	育休取得時 30万円 職場復帰時 30万円 ※無期雇用者、有期雇用者 各1人限り
育休中等業務代替支援コース 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）や、業務を代替する周囲の労働者への手当支給を実施した場合	育児休業中の新規雇用 最大 67.5万円 育児休業中の手当支給 最大 125万円 育短勤務中の手当支給 最大 110万円
NEW!! 柔軟な働き方選択制度等支援コース 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援した場合	制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 ※1年度5人まで
介護離職防止支援コース 「介護支援プラン」に基づき円滑な5日以上介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援した場合	介護休業 ①休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 介護両立支援制度 30万円 ※休業、両立支援制度それぞれで1年度5人まで
不妊治療両立支援コース 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者が制度を利用した場合	環境整備、休暇の取得等 30万円 ➤ 対象労働者が5日（回）以上制度を利用 ※1事業主1回限り

リーフレット・申請様式・提出先

パンフレット	両立支援等助成金支給申請の手引き（2024（令和6）年度版）	【PDF 5.4MB】
リーフレット	2024年度の両立支援等助成金のリーフレット	【PDF 1.1MB】
支給要領 申請様式	いずれの助成金も労働者が休業する前に取組みが必要です。 早めに山形労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。また、詳しい支給要件や手続き等は、厚生労働省HPをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html	
問い合わせ 提出先	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 TEL：023-624-8228	